

○ふじみ野市有料広告取扱要綱

平成22年3月31日

告示第67号

(目的)

第1条 この要綱は、ふじみ野市(以下「市」という。)が作成する印刷物、公の施設その他広告媒体として活用可能なもの(以下「公共物等」という。)に掲載又は掲示(以下「掲載」という。)する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、もって市民の利便に資する情報の提供と自主財源の確保等を図ることを目的とする。

(掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広く市民への配布を目的とする封筒及び冊子類
- (2) 市ホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載が可能であると市長が認めるもの

(広告の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載してはならない。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 市の社会的信用性又は信頼性を損なうおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 意見広告又は個人の宣伝を内容とするもの
- (5) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (7) 誇大表示、不良表示その他表現が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として掲載することが妥当でないと認めるもの

(美観及び景観への配慮)

第4条 広告の掲載に当たっては、美観及び景観に配慮するとともに、公共物等の本来の目的を損なわない範囲で行うものとする。

(広告掲載事務の取扱基準)

第5条 市長は、広告の掲載に関し、この告示に定めるもののほか、広告の対象となる公共物等ごとに次に掲げる事項について取扱基準を定めるものとする。

- (1) 広告掲載の募集、申込及び受付方法

- (2) 広告の規格、色彩、位置、時期、期間又は回数
- (3) 広告掲載料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項

(広告の掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載希望者の募集は、広報紙、ホームページ等により公平に行うものとする。

- 2 広告の掲載希望の応募者が予定の数に満たない場合又は応募がない場合は、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の優先順位)

第7条 掲載する広告主の優先順位は、次に掲げる順とし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

- (1) 市内に事業所等を有する法人又は住所を有する個人
 - (2) 県内に事業所等を有する法人又は住所を有する個人
 - (3) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
 - (4) 前3号に掲げるもの以外のもの
- 2 広告媒体の性質上前項により順位を決めがたい場合にあっては、広告媒体ごとに優先順位を定めることができるものとする。

(有料広告審査委員会)

第8条 市長は、公共物等に掲載する広告について適正な運営を図るため、有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は総合政策部長を、副会長は財政課長をもって充てる。
- 6 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 広告掲載の可否に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(会議結果等の報告)

第10条 委員長は、第8条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の結

果を市長に報告するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかった場合については、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主が、広告媒体ごとに定める期日までに広告掲載料を納付しなかったときその他広告の掲載に支障があると認めたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 広告の内容について責任を負うこと。
- (2) 広告の掲載について、関係法令等を遵守すること。

2 広告主は、掲載の条件として原状回復の必要があるものは、掲載期間終了後、速やかに原状に復さなければならない。

(業務委託)

第14条 市長は、広告の募集、掲載、その他必要な業務を委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(ふじみ野市市報広告掲載取扱要綱の廃止)

2 ふじみ野市市報広告掲載取扱要綱(平成18年ふじみ野市告示第195号)は、廃止する。

別表(第8条関係)

改革推進室長
秘書広報課長
管財課長
産業振興課長
都市計画課長
生涯学習課長

